

## 久喜市議会ハラスメント防止条例

議員は市民の負託を受けた代表者であることから、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体現するとともに、住民の全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない。

ハラスメントは基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つける悪質な人権侵害であり、業務への支障につながり、ひいては市民サービスを低下させるものである。したがって市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

よって、久喜市議会(以下「議会」という。)は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人権を尊重し相互信頼を深めることを通じて、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、議員間及び議員による職員に対するハラスメントを根絶し、及び未然に防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメントをいう。

### (議員の責務)

第3条 議員は、ハラスメントが議員及び職員の個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ及び執務環境を害することあること並びに議員同士又は議員及び職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、個人の人格を尊重した活動をしなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。
- 3 議員は、他の議員の行為がハラスメントに該当するおそれがあると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、遭遇した事態について速やかに議長に報告しなければならない。

### (議長の責務)

第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、ハラスメントの防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

### (相談及び苦情の申出)

第5条 議長は、議員によるハラスメントに関する相談及び申立てを受け付けるため、ハラスメント相談及び申立て窓口を置くものとする。

(事実関係の調査等)

第6条 議長は、前条に基づく相談及び申立てを受けたとき又は議員によるハラスメントの疑いが生じたときは、速やかに各会派の代表者からなる調査委員会又はハラスメントに関する専門的な知識又は識見を有する者からなる第三者委員会を設置して調査を行い、当該事案に係る事実関係を把握しなければならない。

(対応措置)

第7条 議長は、前条の規定による調査委員会又は第三者委員会の調査結果及び意見に基づき、ハラスメントを行った議員に対して指導、助言又は注意を行うものとする。

- 2 議長は、前条の規定による調査結果に基づき、とるべき必要な措置について検討するものとする。
- 3 前項の規定により再発防止措置が必要であると判断されたものは、議長が別に定める対策を講ずるものとする。

(公表等)

第8条 議長は、特に重大事案であると認めるときは、前条第2項に基づき、当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(研修等)

第9条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等の実施に努めるものとする。

(議長職務の代行)

第10条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。  
(被害者等のプライバシーの保護等)

第11条 議員及び職員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(継続的な検討)

第12条 議会は、この条例の定める事項について、検討を加える必要があると認めたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。